

熊本県事業継続・再開支援一時金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、令和3年（2021年）1月14日から新型コロナウイルスの感染拡大防止を目的として発令した「熊本県独自の緊急事態宣言」に伴う、飲食店等への時短要請や県民への不要不急の外出自粛要請（以下「要請等」という。）による影響のため、売上が減少した中小事業者等に対して予算の範囲内において、熊本県事業継続・再開支援一時金（以下「一時金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、熊本県補助金等交付規則（昭和56年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付対象)

第2条 一時金の交付対象となる事業者は、熊本県内に店舗や事業所等を有する中小事業者等であって、次の各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 「国の一時支援金」及び「他道県における同様の一時金等」の申請（受給）を行っていないこと、且つ「熊本県時短要請協力金（第1回から第4回までのいずれかに該当する場合をいう。以下同じ。）」の対象事業者ではないこと。
- (2) 令和2年（2020年）12月31日以前から事業により事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思が認められること。
- (3) 令和3年（2021年）1月又は2月の事業収入（売上）が、要請等の影響により、前年又は前々年同月比で50%以上減少していること。ただし、創業の時期その他の事情によりこれにより難しい場合には、知事が別に定める要件に該当すること。なお、次条に規定する交付額の算定の基準となる月（以下「対象月」という。）は、令和3年（2021年）1月又は2月のうち、前年又は前々年同月比で事業収入が50%以上減少した月をひと月、申請者が任意に選択するものとする。また、対象月の事業収入については、新型コロナウイルス感染症対策として、国から支給された持続化給付金等の現金給付を除いて算出することができるものとする。
- (4) 法人が申請者の場合は、令和2年（2020年）12月31日時点において、次のいずれかを満たす者であること。ただし、組合若しくはその連合会又は一般社団法人については、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が個人又は次のいずれかを満たす法人であること。
 - ア 資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること。なお、基本金を有する法人については、「資本金の額又は出資の総額」を「基本金の額」と、一般財団法人については、「資本金の額又は出資の総額」を「当該法人に拠出されている財産の額」と読み替えるものとする。
 - イ 資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員（労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条の規定に基づき予め解雇の予告を必要とする者をいう。）の数が2,000人以下であること。

(交付額の算定)

- 第3条 法人が申請者の場合の一時金の交付額は、1事業者当たり、40万円を超えない範囲で、令和元年（2019年）又は令和2年（2020年）の1月及び2月の事業収入の和から、対象月の月間事業収入に2を乗じて得た金額を差し引いた金額（その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。
- 2 個人事業者が申請者の場合の一時金の交付額は、1事業者当たり、20万円を超えない範囲で、令和元年（2019年）又は令和2年（2020年）の1月及び2月の事業収入の和から、対象月の月間事業収入に2を乗じて得た金額を差し引いた金額（その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。
- 3 創業の時期その他の事情により、前2項の規定により難しい場合における交付額の算定方法は、知事が別に定める。

(交付申請)

- 第4条 規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によるものとする。
- 2 規則第3条第2項の添付書類は、次の各号に掲げるものとする。
- (1) 誓約書（別記第2号様式）
- (2) その他知事が必要と認める書類
- 3 次の各号のいずれかに該当する事業者は、交付申請をすることができない。
- (1) 「国の一時支援金」、「熊本県時短要請協力金」及び「他道県における同様の一時金等」の対象事業者
- (2) 国及び法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に規定する公共法人
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
- (4) 政治団体
- (5) 宗教上の組織若しくは団体
- (6) 暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）に規定する暴力団、暴力団員等又は暴力団密接関係者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、一時金の趣旨・目的に照らして適当でないと知事が認める者
- 4 知事は、前項第6号に規定する暴力団、暴力団員等又は暴力団密接関係者に関する事項について、熊本県警察本部長あて照会することができる。

(申請の取下げ)

- 第5条 規則第8条の規定により申請の取下げをすることができる期間は、交付決定を受けるまでとする。

(交付の決定及び確定等)

第6条 知事は、第4条に規定する申請書類の提出があったときは、内容審査を行い、適当と認めたときは、補助金の交付決定及び額の確定を行い、その金額を支払うものとする。

2 前項の規定による一時金の交付決定及び額の確定通知は、別記第3号様式により行うものとする。

(実績報告)

第7条 規則第13条に規定する実績報告は、第4条に定める申請書及び添付書類の提出をもって行ったものとする。

(請求)

第8条 規則第16条に規定する請求は、第4条に定める申請書及び添付書類の提出をもって行ったものとする。

(一時金の返還)

第9条 一時金の交付を受けた者は、「国の一時支援金」、「熊本県時短要請協力金」及び「他道県における同様の一時金等」の給付を受けたときは、速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、一時金の返還を命ずるものとする。

(その他必要な事項)

第10条 この要綱及び規則に定めるもののほか、一時金の交付について必要な事項は知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年（2021年）2月26日から施行する。